

第7期日南市障がい福祉計画

第3期日南市障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度

「住み慣れた地域でいつまでも暮らせる、

健やかで心のかようまち」

令和6年3月
日 南 市

目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の目的 1
- 2 計画の位置づけ 1
- 3 国の基本指針見直しの主な内容 2
- 4 計画期間 2

第2章 日南市における障がい者の状況

- 1 人口・障がい者数の推移 3

第3章 令和8年度の数値目標の設定

- 1 施設入所者の地域生活への移行 5
- 2 地域生活支援の充実 5
- 3 福祉施設から一般就労への移行等 6
- 4 障がい児支援の提供体制の整備等 8
- 5 相談支援体制の充実・強化等 9
- 6 障害福祉サービス等の質の向上 10

第4章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

- 1 訪問系サービス 11
- 2 日中活動系サービス 14
- 3 居住系サービス 25
- 4 相談支援 28

第5章 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

- 1 必須事業 31
- 2 任意事業 39

第6章 障がい児支援の見込量と確保のための方策

- 1 障害児通所支援 42
- 2 障害児相談支援 46

第7章 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 1 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 47
- 2 精神障がい者における障害福祉サービス種別の利用 47

第8章 相談支援体制の充実・強化のための取組

- 1 総合的・専門的な相談支援 49
- 2 地域の相談支援体制の強化 49

第9章 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

- 1 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 50
- 2 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 50

第10章 計画の推進体制

- 1 国・県との連携 51
- 2 計画の点検及び評価 51

第11章 資料編

- 1 計画の策定体制 52

◎「障がい」の表記について

この計画では、法令の名称、法令で規定されている用語及び施設並びに団体の名称で「障害」と漢字表記されている場合を除き、ひらがなの「がい」を用いています。

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の目的

この第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（以下「本計画」という。）は、障がい者、障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の数値目標を設定するとともに障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的として定めます。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第87条及び児童福祉法第33条の19の規定により定められた国の基本指針に即して、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定により定めるものです。本計画は、「住み慣れた地域でいつまでも暮らせる、健やかで心のかようまち」を基本理念として、障がい者や障がい児に関する施策の基本計画である「日南市障がい者計画」の実施計画として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供に関する今後の見込み量等を定めます。

また、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標でありますSDGs エスディー・ジーズ
サステイナブル デベロップメント ゴールズ
(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)の基本理念「誰一人取り残さない」という視点のもと、持続可能な障がい福祉施策を推進していきます。

【障害者総合支援法（抜粋）】

第87条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

【児童福祉法（抜粋）】

第33条の19 厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下この項、次項並びに第33条の22第1項及び第2項において「障害児通所支援等」という。）の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下この条、次条第1項及び第33条の22第1項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

3 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

3 国の基本指針見直しの主な内容

(1) 見直しの主なポイント

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障がい者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障がい者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の向上
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ その他：地方分権提案に対する対応

(2) 成果目標に関する事項

- ① 施設入所者の地域生活への移行（継続）
- ② 地域生活支援の充実（項目の見直し）
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等（項目の見直し）
- ④ 障がい児支援の提供体制の整備等（項目の見直し）
- ⑤ 相談支援体制の充実・強化等（項目の見直し）
- ⑥ 障害福祉サービス等の質の向上（項目の見直し）

4 計画期間

「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

<障がい福祉計画・障がい児福祉計画>

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
日南市	第6期	第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画		
	第2期	第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		

<障がい者計画> 令和2年度から令和6年度（5年間）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
日南市	障がい者計画		障がい者計画				
県	第4次	第5次宮崎県障がい者計画					第6次
国	第5次障害者基本計画					第6次	

※「障がい者計画」は、障害者基本法に定める障がい者のための施策に関する基本的な計画です。

第 2 章 日南市における障がい者の状況

1 人口・障がい者数の推移

(1) 人口の推移

本市の人口は、令和5年10月1日現在で47,949人であり、令和2年から2,899人の減少となっています。

(単位 人)				
年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	50,848	49,853	48,956	47,949

(各年10月1日現在、推計人口)

※令和5年10月1日の数値は、令和2年国勢調査の確定人口を基準とした推計人口です。

令和5年10月1日の推計人口は、令和7年国勢調査の確定人口が公表された後、遡って修正されます。

(2) 障がい者数の推移

① 全体

本市の障がい者数の推移を手帳所持者数で見ますと、令和2年度の4,258人から、令和5年度には4,019人と減少しています。

障がい別に令和2年度と令和5年度を比較しますと、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）は314人の減、知的障がい者（療育手帳所持者）は24人の増、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）は51人の増となっています。

年齢別に比較しますと、知的障がい者及び精神障がい者は、どの年齢区分も概ね増加傾向にあります。

ア 障害者手帳別

(単位 人)				
障がい別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 身体障がい者	3,271	3,159	3,038	2,957
(イ) 知的障がい者	627	639	643	651
(ウ) 精神障がい者	360	383	392	411
合 計	4,258	4,181	4,073	4,019

(ア) 身体障がい者

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	40	38	34	34
18歳～64歳	665	615	578	562
65歳以上	2,566	2,506	2,426	2,361
合 計	3,271	3,159	3,038	2,957

(イ) 知的障がい者

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	134	137	130	131
18歳～64歳	401	402	412	416
65歳以上	92	100	101	104
合 計	627	639	643	651

(ウ) 精神障がい者

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	9	10	11	10
18歳～64歳	277	301	308	321
65歳以上	74	72	73	80
合 計	360	383	392	411

(各年10月1日現在、福祉課資料)

(3) 令和5年10月1日現在の各障害者手帳の交付状況

① 身体障害者手帳

ア 障がい別

(単位 人)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障がい	62	51	8	7	20	4	152
聴覚障がい	5	42	33	124	0	83	287
音声・言語機能障がい	0	2	16	13	0	0	31
肢体不自由	347	255	284	350	121	87	1,444
内部障がい	466	11	174	392	0	0	1,043
計	880	361	515	886	141	174	2,957

イ 年齢別

(単位 人)

区 分	視覚障がい	聴覚障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
18 歳未満	2	5	0	23	4	34
18 歳～64 歳	34	23	5	335	165	562
65 歳以上	116	259	26	1,086	874	2,361
計	152	287	31	1,444	1,043	2,957

② 療育手帳

(単位 人)

区 分	A	B 1	B 2	計
18 歳未満	39	30	62	131
18 歳～64 歳	158	134	124	416
65 歳以上	42	47	15	104
計	239	211	201	651

③ 精神障害者保健福祉手帳

(単位 人)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
18 歳未満	3	0	7	10
18 歳～64 歳	9	166	146	321
65 歳以上	7	54	19	80
計	19	220	172	411

合計 4,019 人

第 3 章 令和8年度の数値目標の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ① 施設入所者の地域生活への移行
令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ② 施設入所者の削減
令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上削減することを基本とする。

(1) 施設入所者の地域生活への移行<数値目標>

- ① 施設入所者の地域生活への移行
ア 令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者 108 人のうち、7人(6.5%)が地域生活へ移行することを目標とします。
- ② 施設入所者の削減
ア 令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末施設入所者数 108 人から6人(5.6%)を削減した 102 人にすることを目標とします。

項目	数値	数値内容
令和4年度末時点の施設入所者数(人)	108	令和4年度末時点において福祉施設に入所している障がい者の人数
地域生活移行者数(人) ≪目標値≫	7	令和4年度末時点の施設入所者のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する人数 令和4年度末 108 人×6%÷7人
削減見込数(人) ≪目標値≫	6	令和4年度末時点と比較した令和8年度末時点の施設入所者数の削減見込数 令和4年度末 108 人×5%÷6人

2 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- ① 地域生活支援拠点等
令和8年度末までの間、各市町村又は※圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

※圏域：障がい保健福祉圏域（日南・串間）

(1) 地域生活支援拠点の充実《数値目標》

① ※地域生活支援拠点等

ア 地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回、運用状況を検証、検討することを目標とします。

項目	数値	数値内容
地域生活支援拠点等の整備か所数（か所）《目標値》	1	複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」にて、令和元年度に整備済
コーディネーターの配置人数（人）《目標値》	1	配置済
運用状況を検証、検討する回数（回）《目標値》	1	地域自立支援協議会にて年1回検証、検討

※地域生活支援拠点等：障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制

※面的整備型：地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

3 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

① 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

令和8年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及びB型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとする。

② 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和8年度中に令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

③ 就労継続支援A型事業及びB型事業の利用者数

就労継続支援A型事業及びB型事業については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和8年度中に令和3年度実績の概ね1.29倍以上、1.28倍以上を目指すこととする。

④ 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度中に令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

(1) 福祉施設から一般就労への移行等〈数値目標〉

① 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

ア 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）から一般就労への移行者数は、令和3年度の一般就労実績 18 人の 1.28 倍以上となる 24 人を目標とします。

項目	数値	数値内容
令和3年度の一般就労移行者数（人）	18	就労移行支援事業等から一般就労へ移行した人数
令和8年度の一般就労移行者数（人）〈目標値〉	24	令和8年度中に就労移行支援事業等から一般就労に移行する人数 令和3年度 18 人×1.28 倍÷24 人

② 就労移行支援事業の利用者数

ア 就労移行支援事業から一般就労への移行者は、令和3年度において実績がなかったため、2 人を目標とします。

項目	数値	数値内容
令和3年度の一般就労移行者数（人）	0	就労移行支援事業から一般就労へ移行した人数
令和8年度の一般就労移行者数（人）〈目標値〉	2	令和8年度中に就労移行支援事業から一般就労に移行する人数 令和3年度実績の 1.31 倍以上とすることを基本

③ 就労継続支援A型事業及びB型事業の利用者数

ア 就労継続支援A型事業から一般就労への移行者は、令和3年度の一般就労実績 10 人の概ね 1.29 倍にあたる 13 人を目標とします。

項目	数値	数値内容
令和3年度の一般就労移行者数（人）	10	就労継続支援A型事業から一般就労へ移行した人数
令和8年度の一般就労移行者数（人）〈目標値〉	13	令和8年度中に就労継続支援A型事業から一般就労に移行する人数 令和3年度 10 人×1.29 倍÷13 人

イ 就労継続支援B型事業から一般就労への移行者は、令和3年度の一般就労実績 7 人の概ね 1.28 倍にあたる 9 人を目標とします。

項目	数値	数値内容
令和3年度の一般就労移行者数（人）	7	就労継続支援B型事業から一般就労へ移行した人数
令和8年度の一般就労移行者数（人）	9	令和8年度中に就労継続支援B型事業から一般就労に移行する人数 令和3年度 7 人×1.28 倍÷9 人

④ 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

ア 就労定着支援の利用者数については、令和３年度の就労定着実績３人の 1.41 倍以上となる５人を目標とします。

項目	数値	数値内容
令和３年度の就労定着支援事業の利用者数（人）	3	令和３年度末時点において就労定着支援事業を利用している障がい者の人数
令和８年度の就労定着支援事業の利用者数（人）	5	令和８年度中に就労定着支援事業を利用する人数 令和３年度３人×1.41 倍≒５人

イ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすることを目標とします。

項目	数値	数値内容
令和８年度の就労定着支援事業の就労定着率≪目標値≫	25%	就労定着率７割以上の事業所の割合

4 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

① 児童発達支援センターの設置

令和８年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも１か所以上設置することを基本とする。

② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和８年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和８年度末までに、主に※重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和８年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

※重症心身障がい児：身体障害者手帳所持者の肢体不自由 １級又は２級＋療育手帳（知的障がい者）所持者のＡ判定（重度）の方

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等＜数値目標＞

① 児童発達支援センターの設置

項目	数値	数値内容
児童発達支援センターの設置数（か所）	1	1 事業所において設置済 (NPO 法人 Happy Crayon)

② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

項目	数値	数値内容
保育所等訪問支援の実施数（か所）	2	2 事業所において実施済（NPO 法人さんぽ、NPO 法人 Happy Crayon）

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

ア 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所をそれぞれ1か所以上確保することを目標とします。

項目	数値	数値内容
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の実施数（か所）＜目標値＞	1	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の実施数（か所）＜目標値＞	1	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

ア 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を確保しつつ、令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標とします。

項目	数値	数値内容
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置（か所）	1	設置済
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置数（人）＜目標値＞	1	令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

5 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

① 相談支援体制等

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

(1) 相談支援体制の充実・強化等

① 相談支援体制等

ア 令和8年度末までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを目標とします。

項目	実施の有・無	内容
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保	有	(ア) 基幹相談支援センターの設置 (イ) 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置 (ウ) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化 (エ) 協議会における地域のサービス基盤の開発・改善

※取組内容については、第8章をご参照ください。

6 障害福祉サービス等の質の向上

【国の基本指針】

① 障害福祉サービス等

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

(1) 障害福祉サービス等の質の向上

① 障害福祉サービス等

ア 令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを目標とします。

項目	実施の有・無	内容
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	有	(ア) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 (イ) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

※取組内容については、第9章をご参照ください。

第 4 章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

1 訪問系サービス

地域で生活する障がい者が、可能な限り身近な場所において安心して地域生活を送ることができるよう、在宅生活の支援のほか、移動や外出が困難な方への支援など、サービス提供事業所と連携しながらサービスを提供します。

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

入浴、排せつ、食事の介護等、自宅での生活全般にわたる援助サービスを提供します。

① 第6期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人／月	29	20	30	17	31	16
利用時間	時間／月	290	172	300	141	310	144

② サービスの見込量

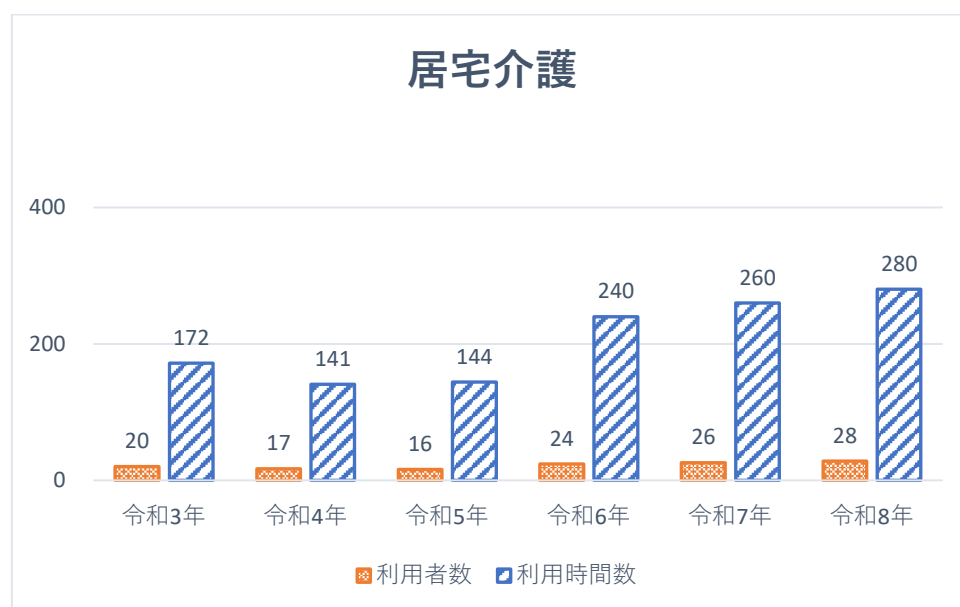
令和8年度における居宅介護の見込量は、令和5年度の実績見込みの利用者数に新規利用者見込数を加えて、1月当たりの利用者数を28人、利用時間を280時間と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人／月	24	26	28
利用時間	時間／月	240	260	280

ア 令和6年度計画：利用者24人が1月に1人当たり10時間利用するものとして設定

イ 令和7年度計画：利用者26人が1月に1人当たり10時間利用するものとして設定

ウ 令和8年度計画：利用者28人が1月に1人当たり10時間利用するものとして設定



(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいのため、常時介護を要する人を対象に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護や外出等の移動支援など総合的なサービスを提供します。

① 第6期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人／月	2	2	3	2	4	2
利用時間	時間／月	200	164	220	155	240	198

② サービスの見込量

令和8年度における重度訪問介護の見込量は、令和5年度の実績見込みの利用者数に新規利用者見込数を加えて、1月当たりの利用者数を6人、利用時間を420時間と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人／月	4	5	6
利用時間	時間／月	280	350	420

ア 令和6年度計画：利用者4人が1月に1人当たり70時間利用するものとして設定

イ 令和7年度計画：令和6年度計画に1人追加し、利用時間を70時間加算

ウ 令和8年度計画：令和7年度計画に1人追加し、利用時間を70時間加算



(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

① 第6期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人／月	6	6	6	8	8	12
利用時間	時間／月	120	76	140	120	160	247

② サービスの見込量

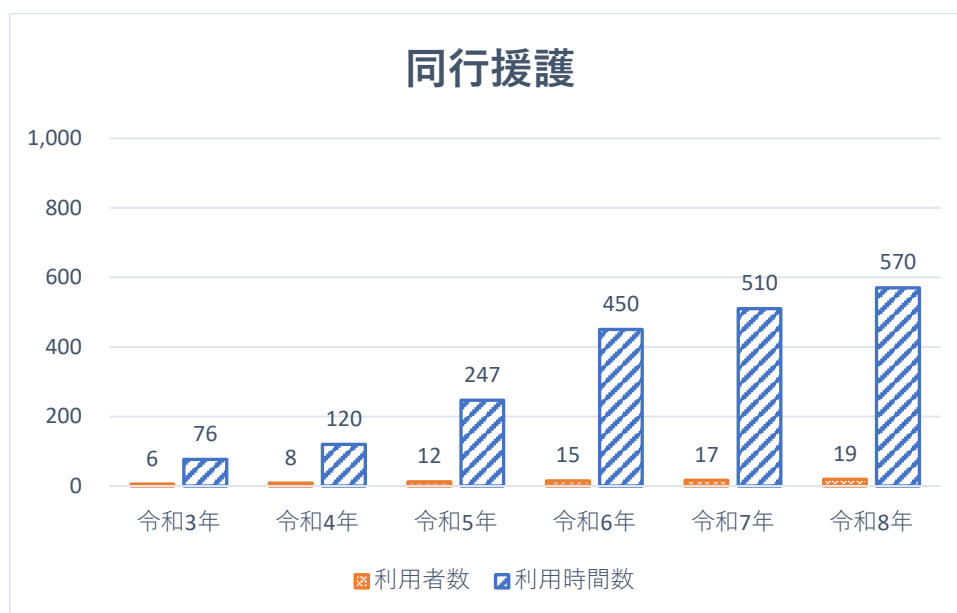
令和8年度における同行援護の見込量は、令和5年度の利用者数の実績に新規利用者見込数を加えて、1月当たりの利用者数を19人、利用時間を570時間と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人／月	15	17	19
利用時間	時間／月	450	510	570

ア 令和6年度計画：利用者15人が1月に1人当たり30時間利用するものとして設定

イ 令和7年度計画：利用者17人が1月に1人当たり30時間利用するものとして設定

ウ 令和8年度計画：利用者19人が1月に1人当たり30時間利用するものとして設定



2 日中活動系サービス

利用者の状態や希望に応じて適切なサービスを提供できるよう、提供体制と見込量の確保に努めます。

(1) 生活介護

常時介護を要する障がい者を対象に、主として日中に障害者支援施設などで行われる、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、又は、生産活動の機会の提供等を行います。

① 第6期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人／月	160	146	165	147	170	144
利用日数	人日／月	3,520	3,112	3,630	3,108	3,740	3,099

※人日分＝（月間の利用人員数）×（1人1月当たりの平均利用日数）

② サービス見込量

令和8年度における生活介護の見込量は、令和5年度の実績見込みの利用者数に新規利用者見込数を加えて、1月当たりの利用者数を215人、利用日数を4,730人日分と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人／月	165	190	215
利用日数	人日／月	3,630	4,180	4,730

ア 令和6年度計画：利用者165人が1月に1人当たり22日利用するものとして設定

イ 令和7年度計画：利用者190人が1月に1人当たり22日利用するものとして設定

ウ 令和8年度計画：利用者215人が1月に1人当たり22日利用するものとして設定



(2) 自立訓練（機能訓練）

障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能、日常生活能力向上のための訓練等を行います。

自立訓練（機能訓練）は、標準利用期間が1年6か月間と定められています。

① 第6期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人／月	2	1	2	2	2	2
利用日数	人日分／月	44	6	44	39	44	45

② サービスの見込量

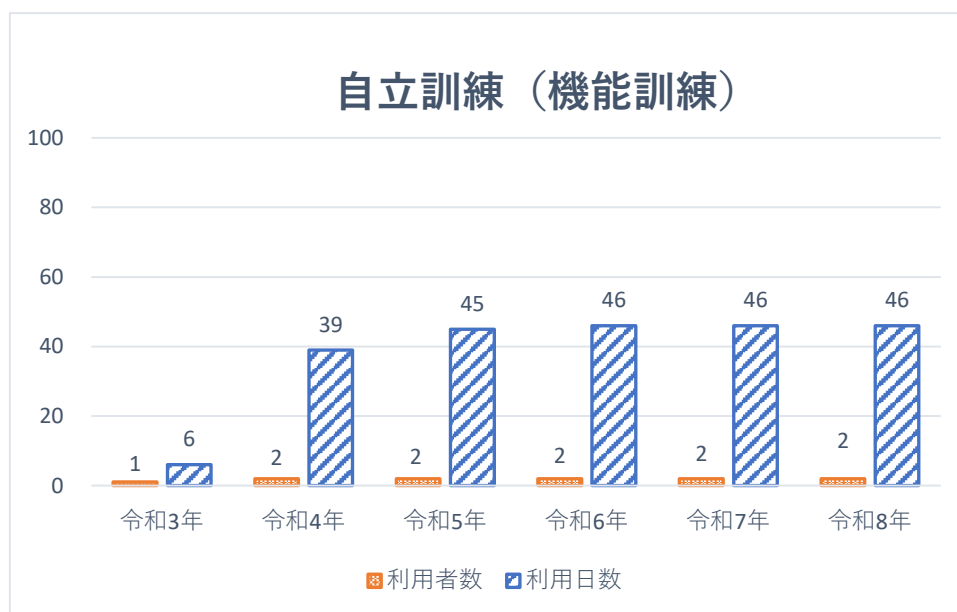
令和8年度における自立訓練（機能訓練）の見込量は、過去の利用者数の実績に基づき、1月当たりの利用者数を2人、利用日数を46人日分と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人／月	2	2	2
利用日数	人日分／月	46	46	46

ア 令和6年度計画：利用者2人が1月に1人当たり23日利用するものとして設定

イ 令和7年度計画：利用者2人が1月に1人当たり23日利用するものとして設定

ウ 令和8年度計画：利用者2人が1月に1人当たり23日利用するものとして設定



(3) 就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

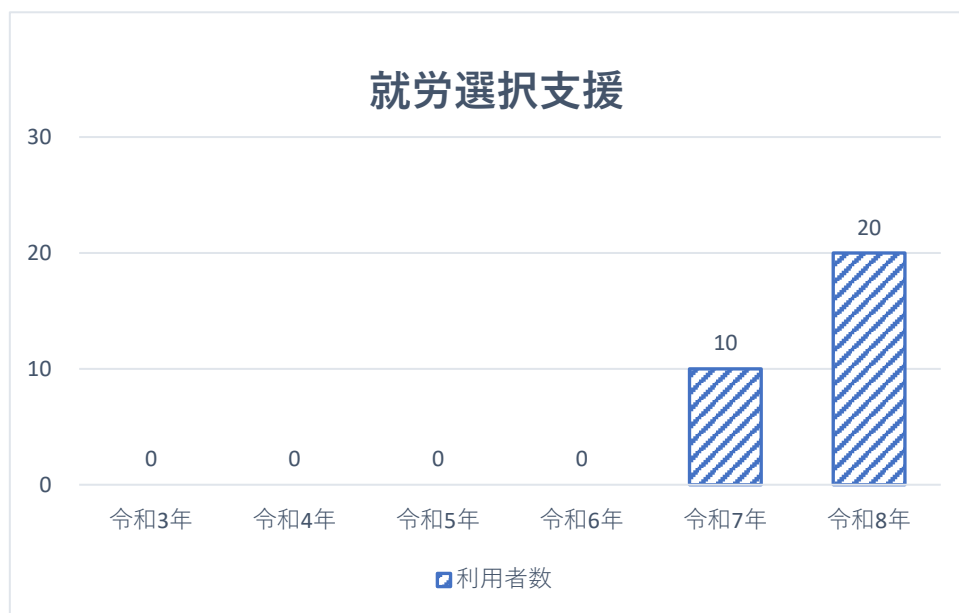
① 第6期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人／月	—	—	—	—	—	—
利用日数	人日／月	—	—	—	—	—	—

② サービスの見込量

令和8年度における就労選択支援の見込量は、新サービスのため実績はありませんが、就労継続支援 A 型・B 型および就労移行支援の利用実績から、1 月当たりの利用者数を 20 人と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人／月	0	10	20



(4) 自立訓練（生活訓練）

障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、日常生活能力の維持・向上のための訓練等を行います。

自立訓練（生活訓練）は、標準利用期間が2年間（長期間入院者等は3年間）と定められています。

① 第6期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人／月	10	8	12	8	40	10
利用日数	人日／月	200	146	240	148	280	201

② サービスの見込量

令和8年度における自立訓練（生活訓練）の見込量は、令和5年度の実績見込みの利用者数に新規利用者見込数を加えて、1月当たりの利用者数を16人、利用日数を320人日分と見込みました。

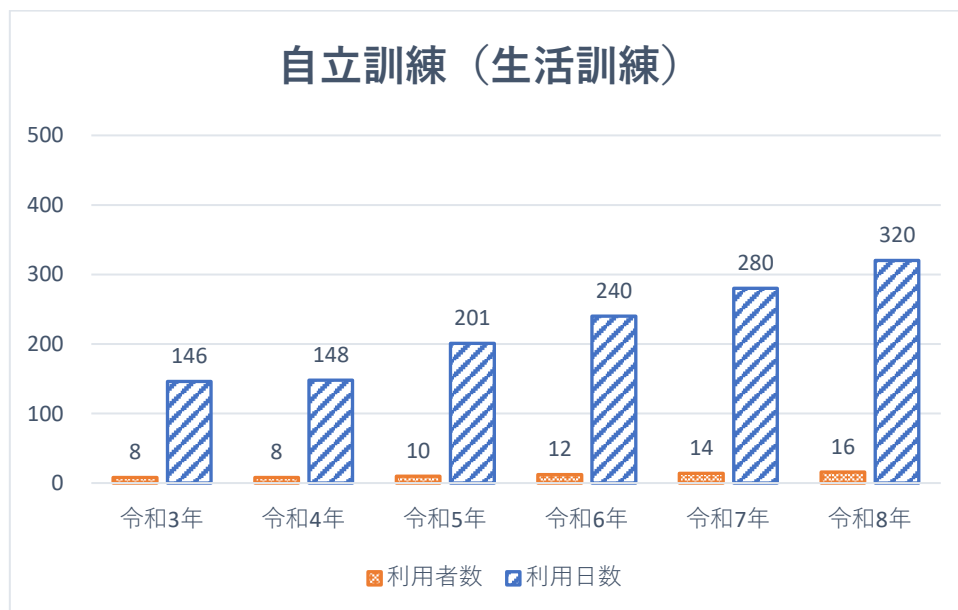
区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人／月	12	14	16
利用日数	人日／月	240	280	320

ア 令和6年度計画：利用者12人が1月に1人当たり20日利用するものとして設定

イ 令和7年度計画：利用者14人が1月に1人当たり20日利用するものとして設定

ウ 令和8年度計画：利用者16人が1月に1人当たり20日利用するものとして設定

エ 令和5年度現在、市内2事業所 定員16人



(5) 就労移行支援

一般就労等を希望する障がい者に対し、一定期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就職に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。

標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間と定められています。

① 第6期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人／月	12	8	14	8	16	12
利用日数	人日分/月	240	156	280	153	320	216

② サービスの見込量

令和8年度における就労移行支援の見込量は、令和5年度の利用者数の実績に新規利用者見込数を加えて、1月当たりの利用者数を19人、利用日数を380人日分と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人／月	14	16	19
利用日数	人日分/月	280	320	380

ア 令和6年度計画：利用者14人が1月に1人当たり20日利用するものとして設定

イ 令和7年度計画：利用者16人が1月に1人当たり20日利用するものとして設定

ウ 令和8年度計画：利用者19人が1月に1人当たり20日利用するものとして設定

エ 令和5年度現在、市内2事業所 定員20人



(6) 就労継続支援A型

一般企業での雇用が困難な障がい者に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。

① 第5期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人／月	40	30	45	25	50	21
利用日数	人日／月	800	558	900	461	1,000	389

② サービスの見込量

令和8年度における就労継続支援A型の見込量は、令和5年度の実績見込みの利用者数に新規利用者見込数を加えて、1月当たりの利用者数を60人、利用日数を1,200人日分と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人／月	30	45	60
利用日数	人日／月	600	900	1,200

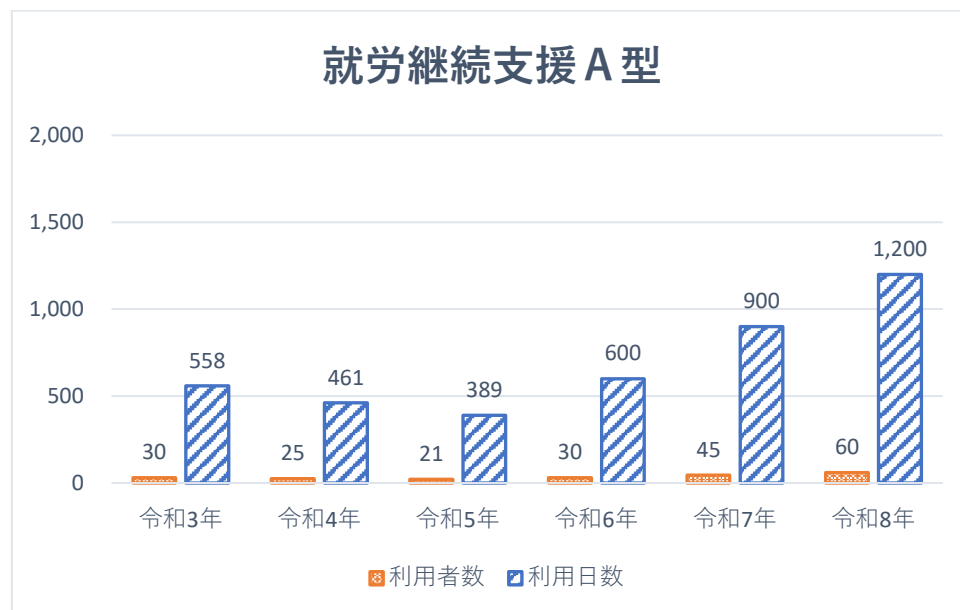
ア 令和6年度計画：利用者30人が1月に1人当たり20日利用するものとして設定

イ 令和7年度計画：利用者45人が1月に1人当たり20日利用するものとして設定

ウ 令和8年度計画：利用者60人が1月に1人当たり20日利用するものとして設定

エ 令和5年度現在、市内5事業所 定員50人

オ 雇用契約に基づき、宮崎県の最低賃金（令和5年10月現在「時間額897円」）を保障



(7) 就労継続支援B型

一般企業での雇用が困難な障がい者に対し、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持のために必要な訓練等を行います（雇用契約は結ばない）。

① 第6期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人／月	163	169	173	169	183	179
利用日数	人日／月	3,260	3,407	3,460	3,275	3,660	3,452

② サービスの見込量

令和8年度における就労継続支援B型の見込量は、令和5年度の実績見込みの利用者数に新規利用者見込数を加えて、1月当たりの利用者数を 257 人、利用日数を 5,140 人日分と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人／月	214	230	257
利用日数	人日／月	4,280	4,600	5,140

ア 令和6年度計画：利用者 214 人が1月に1人当たり 20 日利用するものとして設定

イ 令和7年度計画：利用者 230 人が1月に1人当たり 20 日利用するものとして設定

ウ 令和8年度計画：利用者 257 人が1月に1人当たり 20 日利用するものとして設定

エ 令和5年度現在、市内 12 事業所 定員 207 人



(8) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

① 第6期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人／月	3	3	4	3	5	2

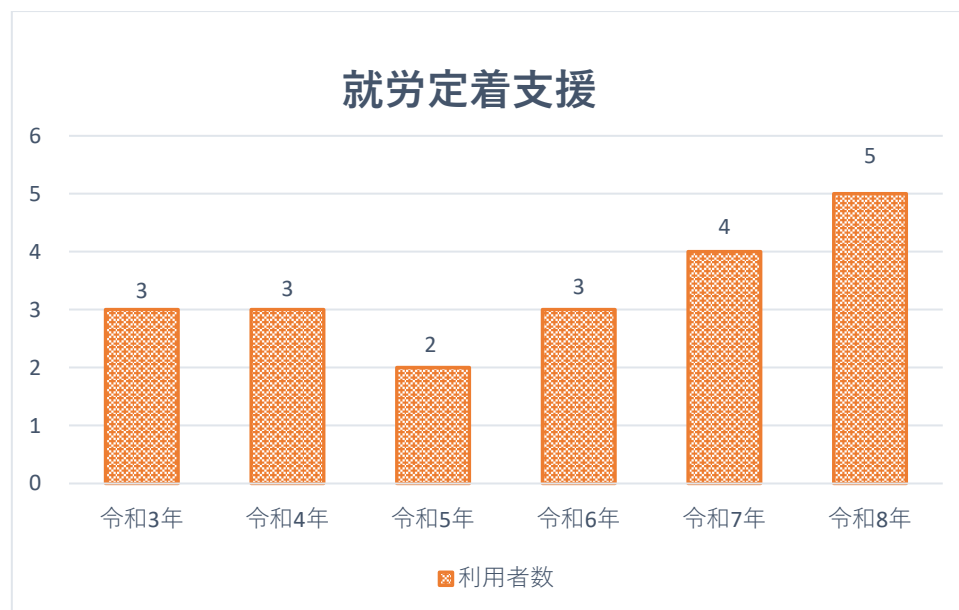
② サービスの見込量

令和8年度における就労定着支援の見込量は、国の基本指針に基づき、令和3年度実績3人から1.41倍以上の5人と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人／月	3	4	5

ア 令和8年度計画：令和3年度3人×1.41 倍＝4.23 人≒5 人と設定

イ 令和5年度現在、市内1事業所



(9) 療養介護

医療を必要とし、常時介護を要する障がい者に対し、病院等への長期入院による医学的管理の下、日中に食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の支援等を行います。

① 第6期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人／月	26	25	27	24	28	25

② サービスの見込量

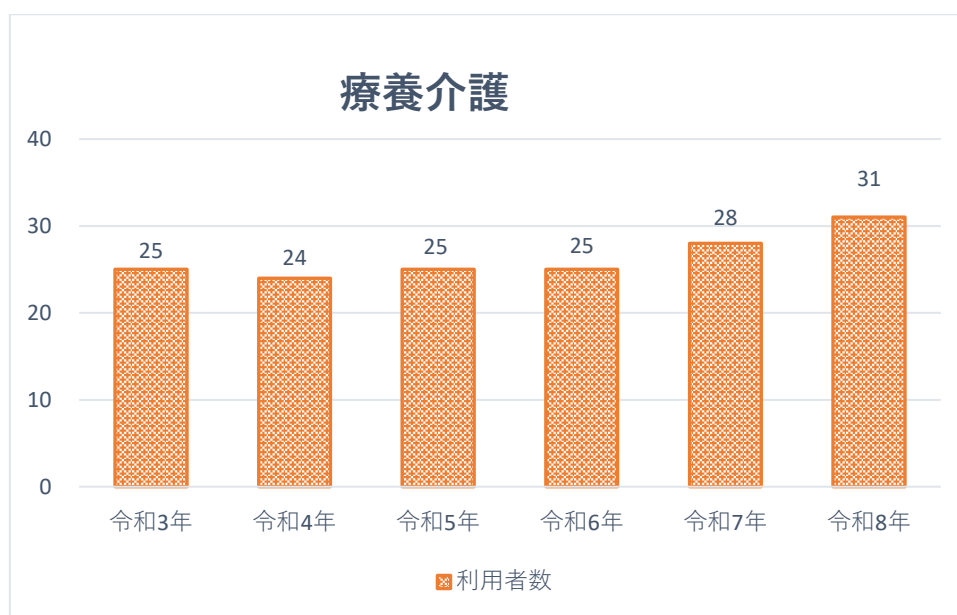
令和8年度における療養介護の見込量は、令和5年度の実績見込みの利用者数に新規利用者見込数を加えて、1月当たりの利用者数を31人と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人／月	25	28	31

ア 令和6年度計画：令和5年度実績見込みの利用者数と同数を設定

イ 令和7年度計画：令和6年度計画に3人を加えて設定

ウ 令和8年度計画：令和7年度計画に3人を加えて設定



(10) 短期入所（福祉型、医療型）

介護者が病気の場合等に、障がい者（児）を障害者支援施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護等のサービス提供を行います。

① 第6期計画と実績

ア（福祉型）

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人／月	12	8	13	7	14	6
利用日数	人日／月	120	97	130	69	140	60

イ（医療型）

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人／月	2	0	2	0	2	1
利用日数	人日／月	20	0	20	0	20	2

② サービスの見込量

令和8年度における福祉型の短期入所者の見込量は、令和5年度の利用者数の実績に新規利用者見込数を加えて、1月当たりの利用者数を13人、利用日数を130人日分と見込みました。

医療型の短期入所者の見込量は、1月当たりの利用者数を2人、利用日数を10人日分と見込みました。

ア（福祉型）

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人／月	8	10	13
利用日数	人日／月	80	100	130

（ア）令和6年度計画：利用者8人が1月に1人当たり10日利用するものとして設定

（イ）令和7年度計画：利用者10人が1月に1人当たり10日利用するものとして設定

（ウ）令和8年度計画：利用者13人が1月に1人当たり10日利用するものとして設定

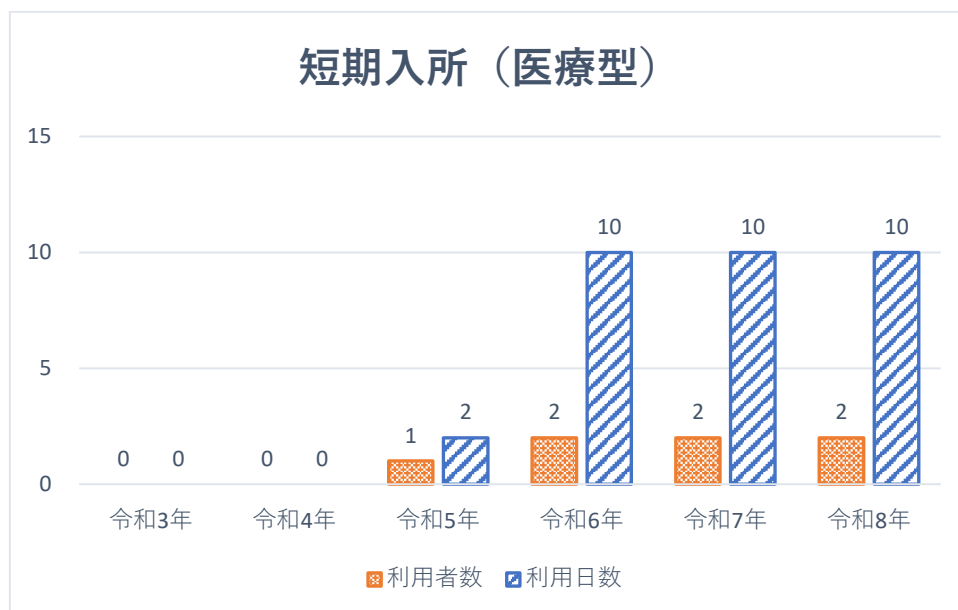
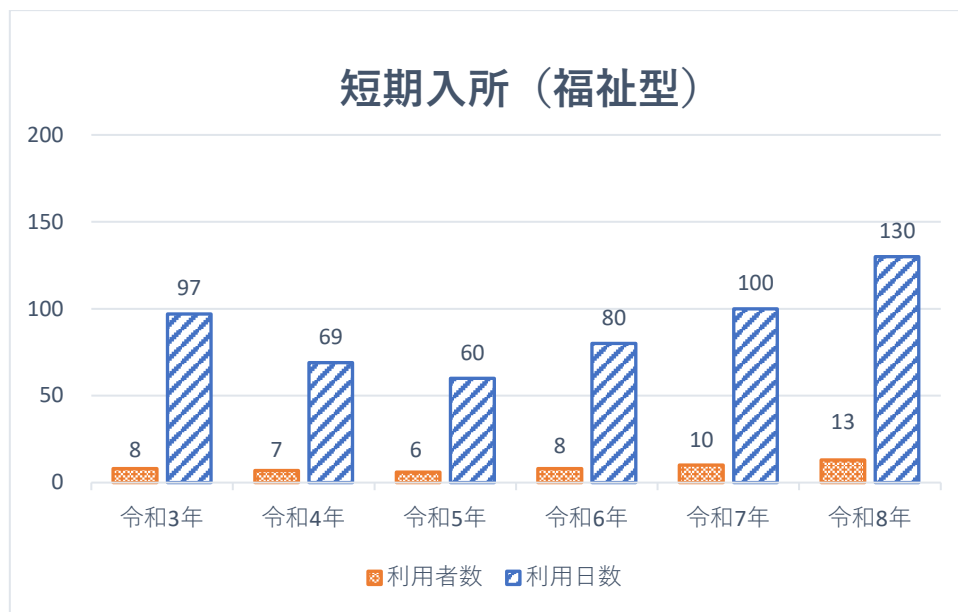
イ（医療型）

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人／月	2	2	2
利用日数	人日／月	10	10	10

（ア）令和6年度計画：利用者2人が1月に1人当たり5日利用するものとして設定

（イ）令和7年度計画：利用者2人が1月に1人当たり5日利用するものとして設定

（ウ）令和8年度計画：利用者2人が1月に1人当たり5日利用するものとして設定



3 居住系サービス

障がい者が住み慣れた地域社会の中で自立した生活が送れるよう、また、施設入所者が地域生活へ移行できるよう、新たなサービスの提供体制の整備を図るとともにグループホームの整備を推進します。

(1) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。

① 第6期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人／月	1	0	1	0	1	10

② サービスの見込量

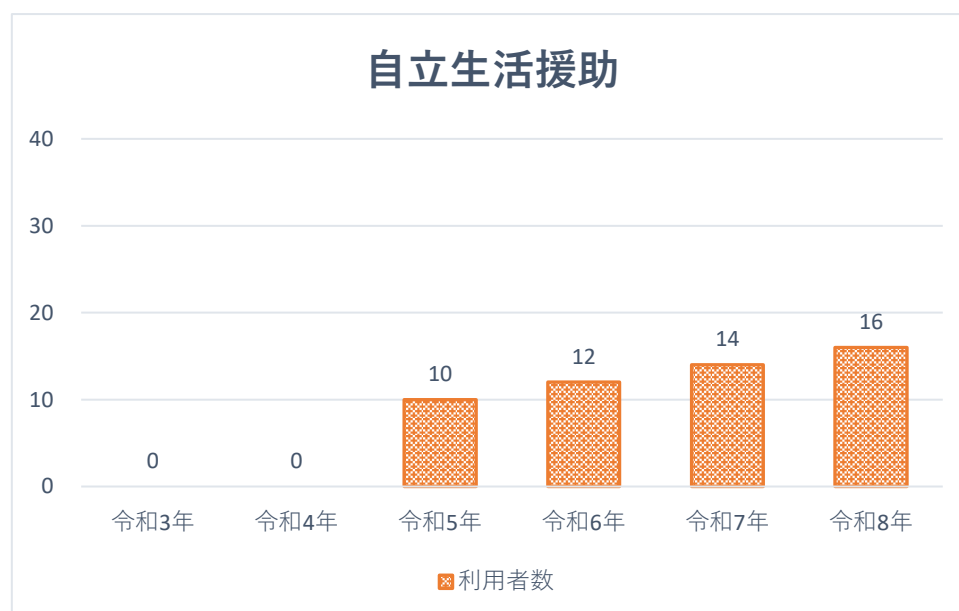
令和8年度における自立生活援助の見込量は、1月当たりの利用者数を16人と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人／月	12	14	16

(ア) 令和6年度計画：令和5年度実績見込みの利用者数に2人を加えて設定

(イ) 令和7年度計画：令和6年度計画に2人を加えて設定

(ウ) 令和8年度計画：令和7年度計画に2人を加えて設定



(2) 共同生活援助（グループホーム）

障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスの提供を行います。

① 第6期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人／月	92	83	99	85	106	93

② サービスの見込量

令和8年度におけるグループホームの見込量は、令和5年度の実績見込みの利用者数に新規利用者見込数を加えて、1月当たりの利用者数を99人と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人／月	95	97	99

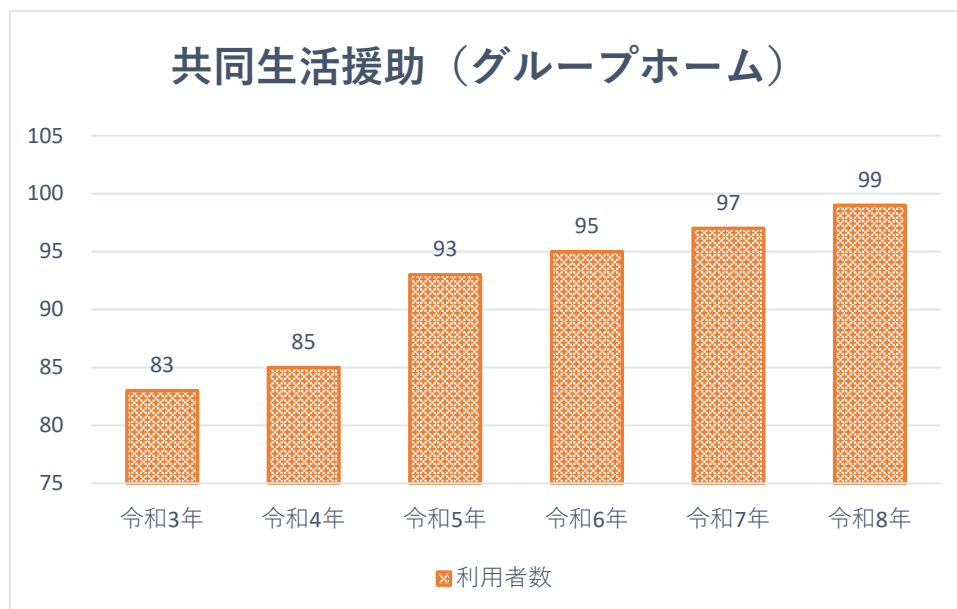
ア 令和6年度計画：令和5年度実績見込みの利用者数に2人を加えて設定

イ 令和7年度計画：令和6年度計画に2人を加えて設定

ウ 令和8年度計画：令和7年度計画に2人を加えて設定

エ 令和5年度現在、市内7事業所 定員112人

オ 計画策定時点の本市の支給決定者86人（うち市内の事業所の利用者72人、市外の事業所の利用者20人（居住地特例者））、日南市以外の支給決定者30人のため、今後の市内事業所の利用可能者数10人



(3) 施設入所支援

施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等のサービス提供を行います。

① 第6期計画と実績

(単位：3月末の利用人数)

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人／月	110	110	109	108	108	106

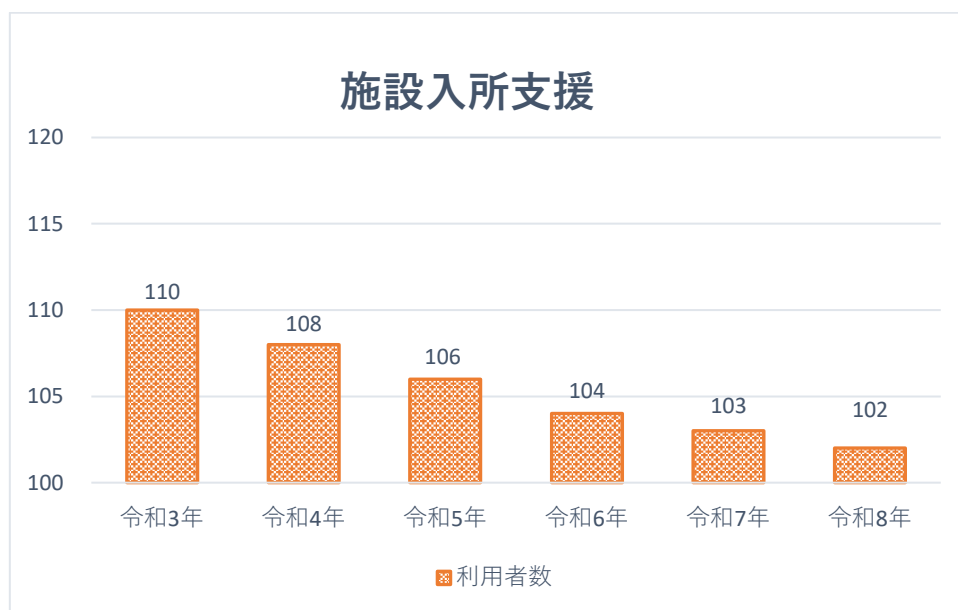
② サービスの見込量

令和8年度末時点における施設入所支援の見込量は、国の基本指針に基づき、令和4年度末時点の施設入所者数 108 人から5%以上の6人（5.6%）を削減した 102 人と見込みました。

(単位：3月末の利用人数)

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人／月	104	103	102

ア 令和8年度計画：令和4年度末施設入所者数 108 人×5%≒6人削減



4 相談支援

(1) 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する障がい者に対し、サービス等利用計画の作成やサービス事業者等との連絡調整、一定期間ごとの計画の見直し（モニタリング）を行います。

① 第6期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人／月	95	100	100	102	105	109

② サービスの見込量

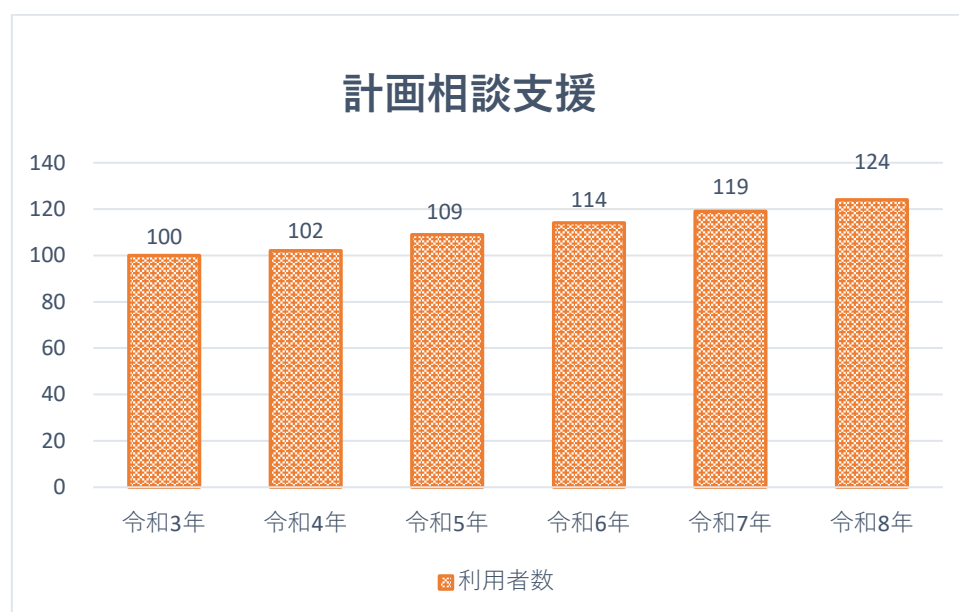
令和8年度における計画相談支援の見込量は、令和5年度の実績見込みの利用者数に新規利用者見込数を加えて、1月当たりの利用者数を124人と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人／月	114	119	124

ア 令和6年度計画：令和5年度実績見込みの利用者数に5人を加えて設定

イ 令和7年度計画：令和6年度計画に5人を加えて設定

ウ 令和8年度計画：令和7年度計画に5人を加えて設定



(2) 地域移行支援

障害者支援施設の入所者や精神科病院に入院している精神障がい者を対象とし、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

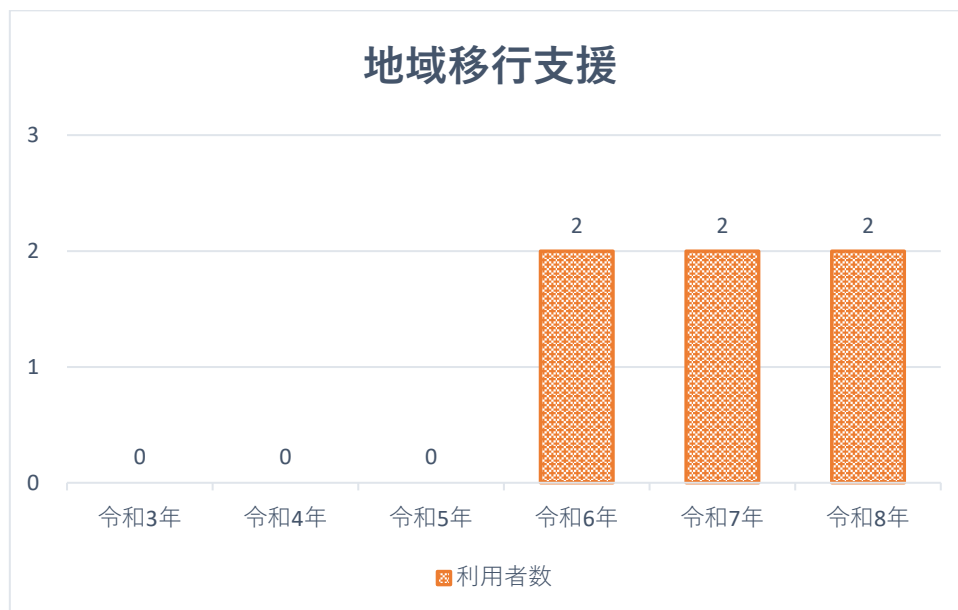
① 第6期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人／月	1	0	1	0	1	0

② サービスの見込量

令和8年度における地域移行支援の見込量は、第6期計画において実績がなかったため、令和5年度計画に新規利用者見込数を加えて、1月当たりの利用者数を2人と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人／月	2	2	2



(3) 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等における相談支援を行います。

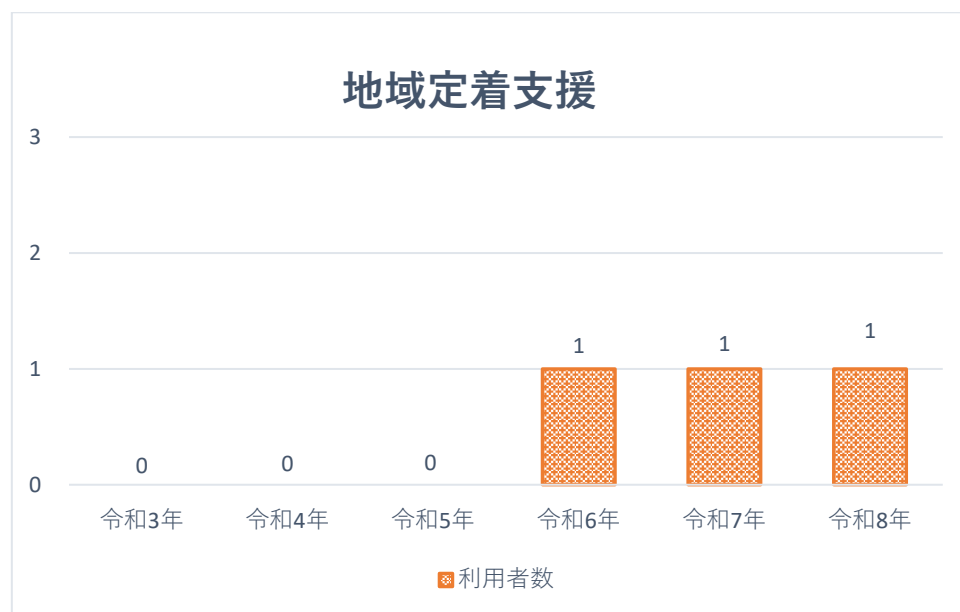
① 第6期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人／月	1	0	1	0	1	0

② サービスの見込量

令和8年度における地域定着支援の見込量は、過去に実績がなかったため、令和5年度計画と同様に、1月当たりの利用者数を1人と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人／月	1	1	1



第 5 章 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。

1 必須事業

(1) 相談支援事業

相談支援事業所との連携強化を図るとともに、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援の強化、地域移行・地域定着の促進等に取り組むため、地域の拠点となる基幹相談支援センターの設置を検討します。

① 障がい者相談支援事業

障がいのある人やその保護者、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

② 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を実施します。

③ 第6期計画と実績

区 分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
障がい者相談支援事業所	か所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	か所	0	0	0	0	1	0

④ サービスの見込量

令和8年度における委託障がい者相談支援事業所の見込量は、3障がい（身体、知的、精神）に合わせて、3法人に委託するものとして見込みました。

基幹相談支援センターの見込量は、令和8年度までに1か所を設置するものとして見込みました。

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
障がい者相談支援事業所	か所	3	3	3
基幹相談支援センター	か所	0	0	1

ア 障がい者相談支援事業所の実績：3法人に委託

（ア）身体障がい：社会福祉法人日南市社会福祉協議会

（イ）知的障がい：社会福祉法人つよし会

（ウ）精神障がい：医療法人同仁会谷口病院

イ 障害者総合支援法第77条の2第2項・・・市町村は、基幹相談支援センターを設置することができる。

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者等に対して成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬を助成するものです。

① 第6期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
成年後見制度 利用支援事業	件／年	3	0	4	1	5	2
	申立件数／年	—	2	—	1	—	2

ア 令和3年度実績 : 申立手数料等の助成及び報酬助成の実績なし

イ 令和4年度実績 : 1件の申立手数料等の助成

イ 令和5年度実績見込み : 2件の保佐人への報酬助成

② サービスの見込量

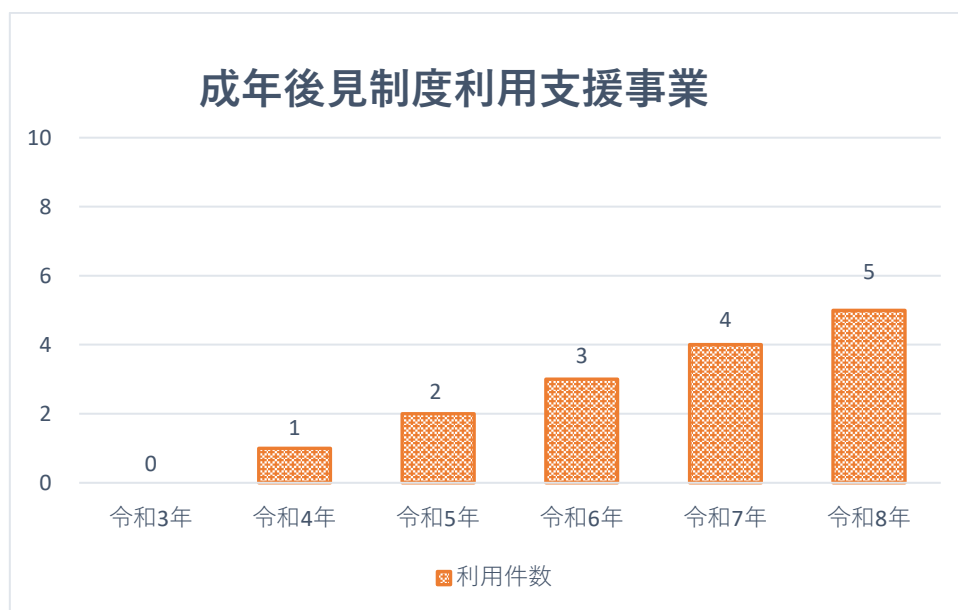
令和8年度における成年後見制度利用支援事業の見込量は、令和5年度の実績見込みの利用件数に新規利用見込数を加えて、1年当たりの利用件数を5件と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
成年後見制度 利用支援事業	件／年	3	4	5

ア 令和6年度計画 : 令和5年度の実績見込みの利用件数に1件を加えて設定

イ 令和7年度計画 : 令和6年度計画に1件を加えて設定

ウ 令和8年度計画 : 令和7年度計画に1件を加えて設定



(3) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、意思疎通を支援します。

① 第6期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
意思疎通支援事業	回／年	5	1	6	0	7	1

② サービスの見込量

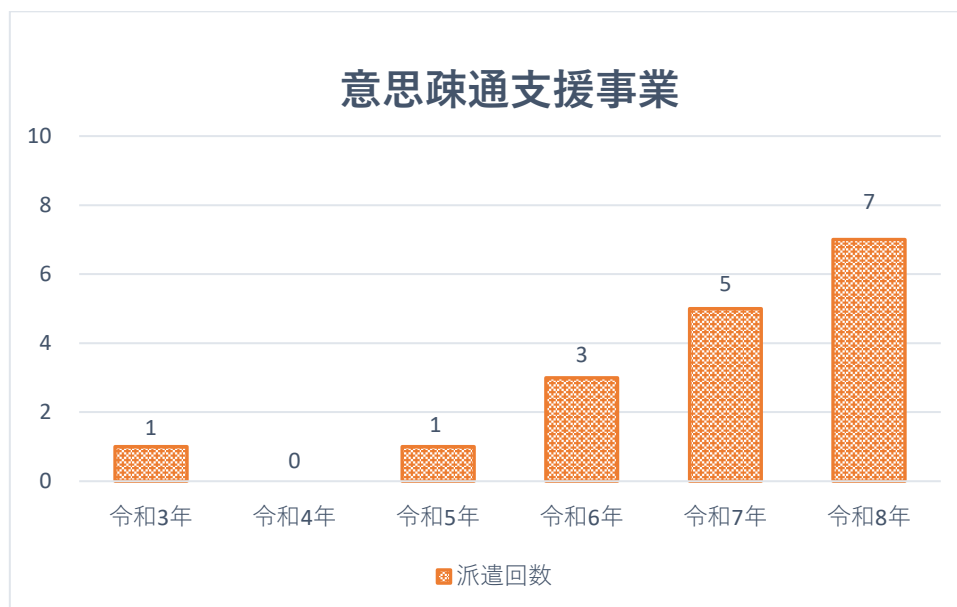
令和8年度における意思疎通支援事業の見込量は、令和5年度の派遣回数の実績に新規派遣見込回数を加えて、1年当たりの派遣回数を7回と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
意思疎通支援事業	回／年	3	5	7

ア 令和6年度計画：令和5年度の派遣回数の実績に2回分を加えて設定

イ 令和7年度計画：令和6年度計画に2回分を加えて設定

ウ 令和8年度計画：令和7年度計画に2回分を加えて設定



(4) 日常生活用具給付事業

障がいのある人に、日常生活が円滑に行えるよう障がいの種類や程度に応じて日常生活の便宜を図るための用具を給付します。

① 第6期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
日常生活用具給付事業計	件／年	1,445	1,409	1,445	1,416	1,445	1,388
ア 介護・訓練支援用具	件／年	7	3	7	4	7	2
イ 自立生活支援用具	件／年	16	10	16	8	16	6
ウ 在宅療養等支援用具	件／年	5	6	5	4	5	6
エ 情報・意思疎通支援用具	件／年	5	13	5	9	5	16
オ 排泄管理支援用具	件／年	1,409	1,376	1,409	1,390	1,409	1,356
カ 居宅生活動作補助用具	件／年	3	1	3	1	3	2

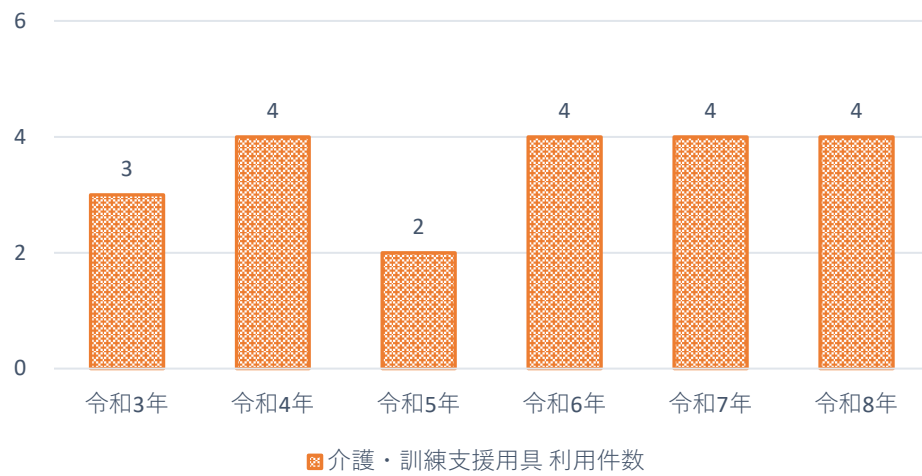
② サービスの見込量

令和8年度における日常生活用具給付事業の見込量は、令和3年度から令和4年度の実績に基づき、1年当たりの利用件数を介護・訓練支援用具4件、自立生活支援用具9件、在宅療養等支援用具5件、情報・意思疎通支援用具11件、排泄管理支援用具1,383件、居宅生活動作補助用具1件と見込みました。

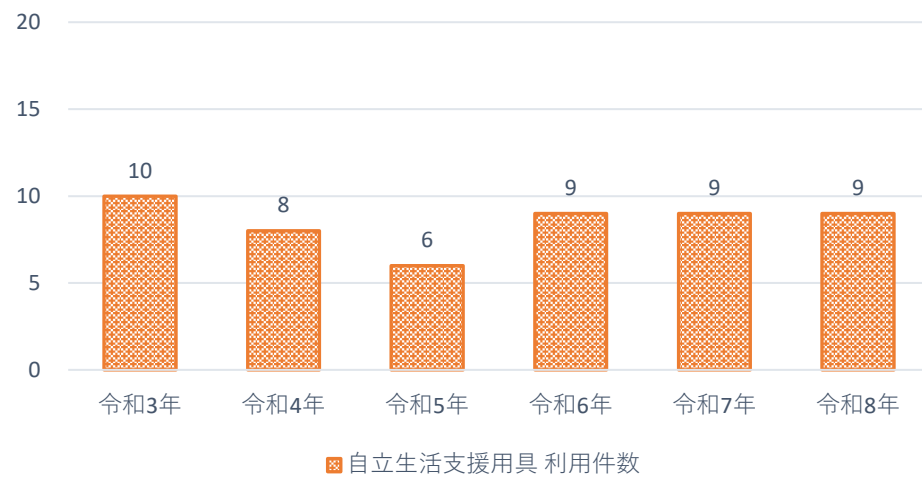
区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
日常生活用具給付事業計	件／年	1,413	1,413	1,413
ア 介護・訓練支援用具	件／年	4	4	4
イ 自立生活支援用具	件／年	9	9	9
ウ 在宅療養等支援用具	件／年	5	5	5
エ 情報・意思疎通支援用具	件／年	11	11	11
オ 排泄管理支援用具	件／年	1,383	1,383	1,383
カ 居宅生活動作補助用具	件／年	1	1	1

ア 介護・訓練支援用具・・・特殊寝台、特殊マット、移動用リフト など
 イ 自立生活支援用具・・・入浴補助用具、T字状・棒状のつえ、頭部保護帽 など
 ウ 在宅療養等支援用具・・・ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器 など
 エ 情報・意思疎通支援用具・・・視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計 など
 オ 排泄管理支援用具・・・ストーマ装具、紙おむつ など
 カ 居宅生活動作補助用具・・・住宅改修費（手すりの取り付け、段差の解消 など）

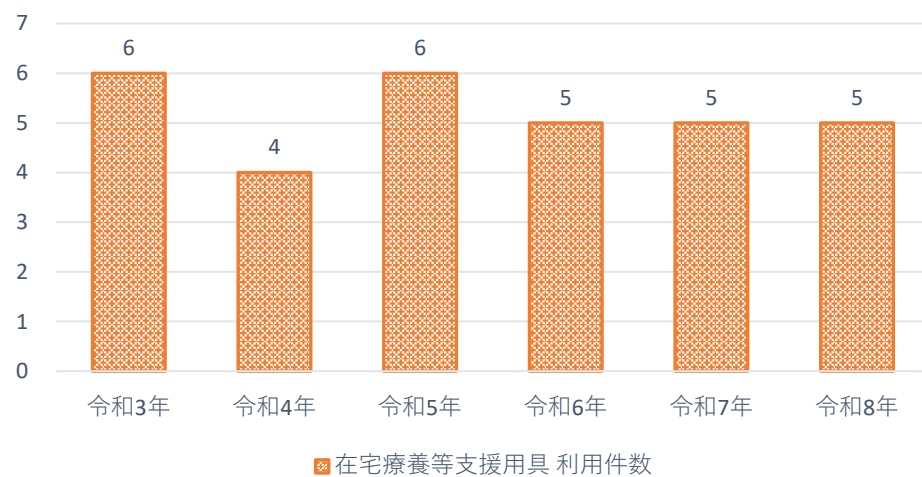
介護・訓練支援用具



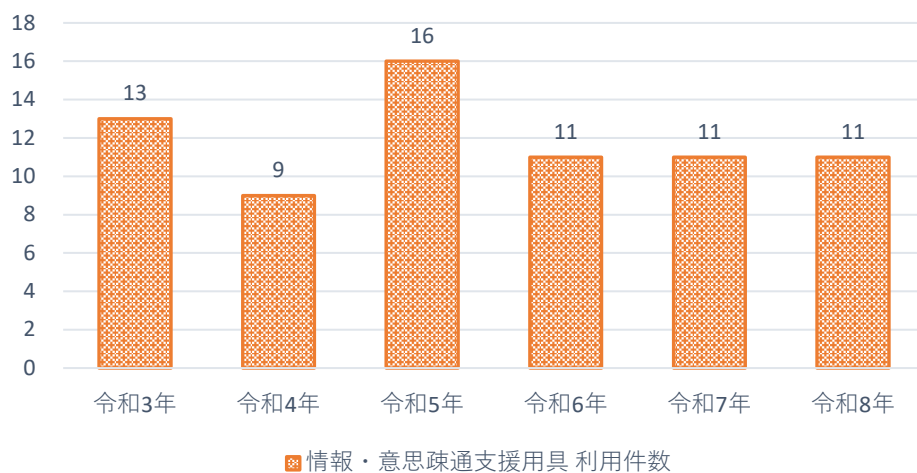
自立生活支援用具



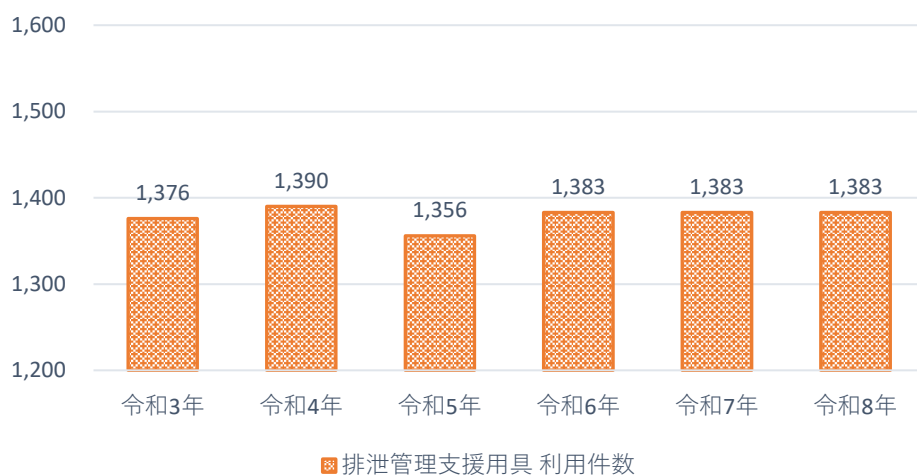
在宅療養等支援用具



情報・意思疎通支援用具



排泄管理支援用具



居宅生活動作補助用具



(5) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、ガイドヘルパーを派遣し、外出のための支援を行います。

① 第6期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
実利用者数	人／年	3	3	4	2	5	2
延べ利用時間	時間／年	120	162	160	149	200	166

② サービスの見込量

令和8年度における移動支援事業の見込量は、令和5年度の実績見込みの実利用者数に新規利用者見込数を加えて、1年当たりの実利用者数を6人、利用時間を600時間と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
実利用者数	人／年	4	5	6
延べ利用時間	時間／年	400	500	600

ア 令和6年度計画：実利用者4人が年間1人当たり100時間利用するものとして設定

イ 令和7年度計画：実利用者5人が年間1人当たり100時間利用するものとして設定

ウ 令和8年度計画：実利用者6人が年間1人当たり100時間利用するものとして設定



(6) 地域活動支援センター事業

障がいのある人の地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行います。

① 第6期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
I 型	か所	1	1	1	1	1	1
Ⅲ型	か所	1	1	1	1	1	1

② サービスの見込量

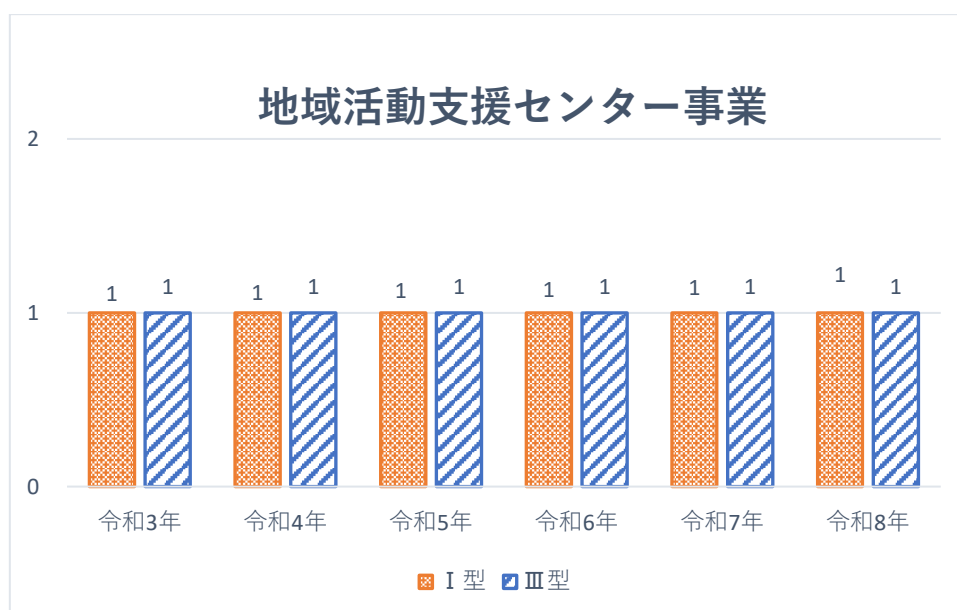
令和8年度における地域活動支援センター事業の見込量は、令和5年度の実績見込みに基づき、I 型、Ⅲ型それぞれ1 か所と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
I 型	か所	1	1	1
Ⅲ型	か所	1	1	1

ア I 型：精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を行う事業 ≪地域活動支援センター「和み」≫

イ II 型：地域において、雇用・就労が困難な在宅の障がい者等に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供する事業 ≪事業所なし≫

ウ Ⅲ型：地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業であって、概ね5年以上の実績を有し、安定した運営が図られているもの
 ≪NPO法人福祉作業所ひなたぼっこ≫



2 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るサービスを行います。

① 第6期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
実利用者数	人／年	7	4	8	4	9	4
延べ利用回数	回／年	560	457	640	319	720	394

② サービスの見込量

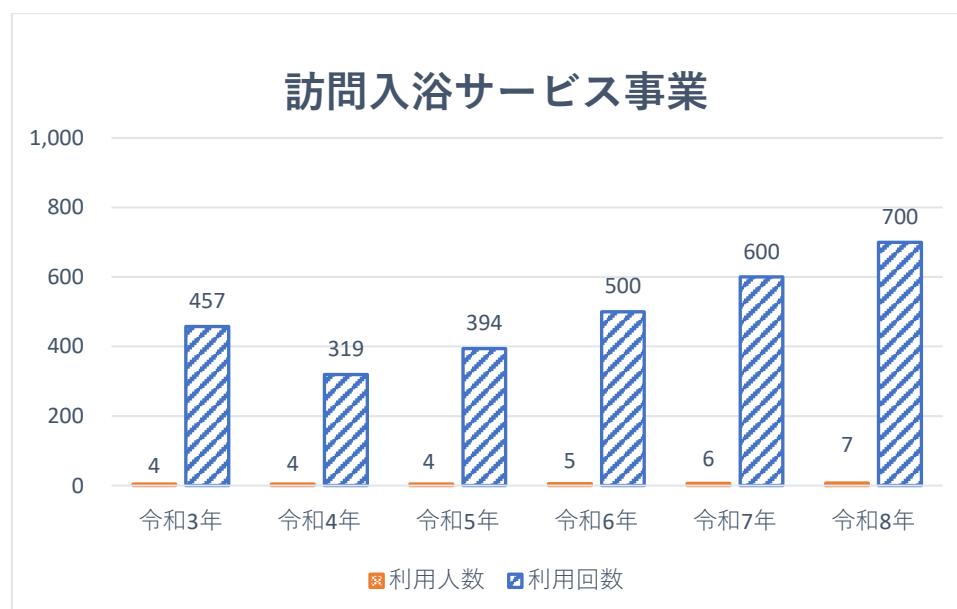
令和8年度における訪問入浴サービス事業の見込量は、令和5年度の実績見込みの実利用者数に新規利用者見込数を加えて、1年当たりの実利用者数を7人、利用回数を700回と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
実利用者数	人／年	5	6	7
延べ利用回数	回／年	500	600	700

ア 令和6年度計画：実利用者5人が年間1人当たり100回利用するものとして設定

イ 令和7年度計画：実利用者6人が年間1人当たり100回利用するものとして設定

ウ 令和8年度計画：実利用者7人が年間1人当たり100回利用するものとして設定



(2) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、障がいのある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息の確保等を行います。

① 第6期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
実利用者数	人／年	77	94	78	96	79	93
延べ利用回数	回／年	7,161	8,231	7,254	8,679	7,347	9,540

② サービスの見込量

令和8年度における日中一時支援事業の見込量は、令和5年度の実績見込みの実利用者数に新規利用者見込数を加えて、1年当たりの実利用者数を96人、利用回数を9,888回と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
実利用者数	人／年	94	95	96
延べ利用回数	回／年	9,682	9,785	9,888

ア 令和6年度計画：実利用者94人が年間1人当たり103回利用するものとして設定

イ 令和7年度計画：実利用者95人が年間1人当たり103回利用するものとして設定

ウ 令和8年度計画：実利用者96人が年間1人当たり103回利用するものとして設定



(3) 身体障がい者自動車運転免許取得・改造助成事業

身体に障がいのある人が自動車運転免許を取得する場合に、免許取得に要する費用の一部助成と、自動車を改造する場合、改造に要する費用の一部を助成します。

① 第6期計画と実績

区 分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自動車運転免許取得助成事業	件／年	1	0	1	0	1	1
自動車改造助成事業	件／年	3	3	4	1	5	2

② サービスの見込量

令和8年度における自動車運転免許取得助成事業の見込量は、令和5年度の実績見込みの件数を据え置いた、年間1件と見込みました。

自動車改造助成事業の見込量は、令和5年度の実績見込みの件数に新規利用件数を加えて、年間5件と見込みました。

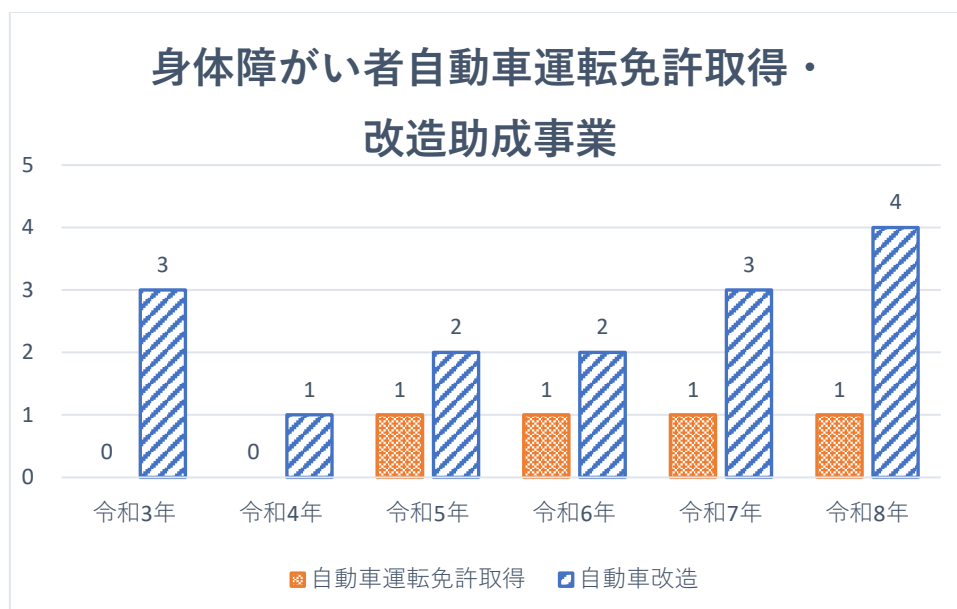
区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
自動車運転免許取得助成事業	件／年	1	1	1
自動車改造助成事業	件／年	2	3	4

ア 自動車改造助成事業

(ア) 令和6年度計画：令和5年度の実績見込件数を据え置く

(イ) 令和7年度計画：令和6年度計画に1件を加えて設定

(ウ) 令和8年度計画：令和7年度計画に1件を加えて設定



第 6 章 障がい児支援の見込量と確保のための方策

1 障害児通所支援

サービス事業所との連携強化を図り、見込量の確保に努めるとともに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所等の新規開設を働きかけます。

(1) 児童発達支援

小学校就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行います。

① 第2期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人/月	28	34	29	39	30	40
利用日数	人日/月	504	559	522	602	540	646

② サービスの見込量

令和8年度における児童発達支援の見込量は、令和5年度の実績見込みの利用者数に新規利用者数を加えて、1月当たり利用者数を90人、利用日数を1,350人日分と見込みました。

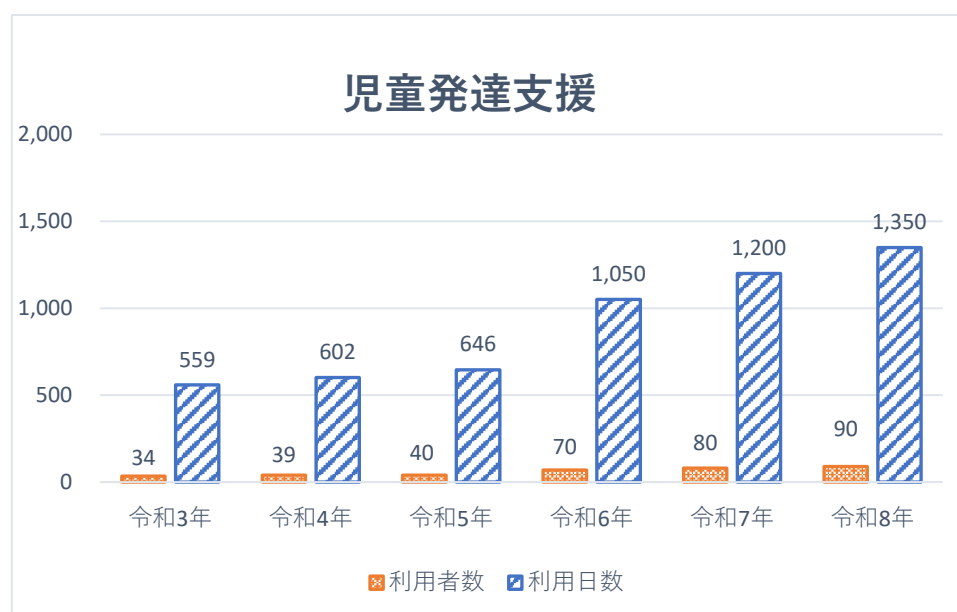
区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人/月	70	80	90
利用日数	人日/月	1,050	1,200	1,350

ア 令和6年度計画：利用者70人が1月に1人当たり15日利用するものとして設定

イ 令和7年度計画：利用者80人が1月に1人当たり15日利用するものとして設定

ウ 令和8年度計画：利用者90人が1月に1人当たり15日利用するものとして設定

エ 令和5年度現在（市内）3事業所 定員40人
（ウィズ・ユー・日南の多機能型定員10人を含む）



(2) 放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、放課後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

① 第2期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人/月	106	107	106	107	107	107
利用日数	人日/月	1,908	1,803	1,908	1,766	1,926	1,819

② サービスの見込量

令和8年度における放課後等デイサービスの見込量は、令和5年度の利用者数の実績に新規利用者見込数を加えて、1月当たりの利用者数を140人、利用日数を2,380人日分と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人/月	120	130	140
利用日数	人日/月	2,040	2,210	2,380

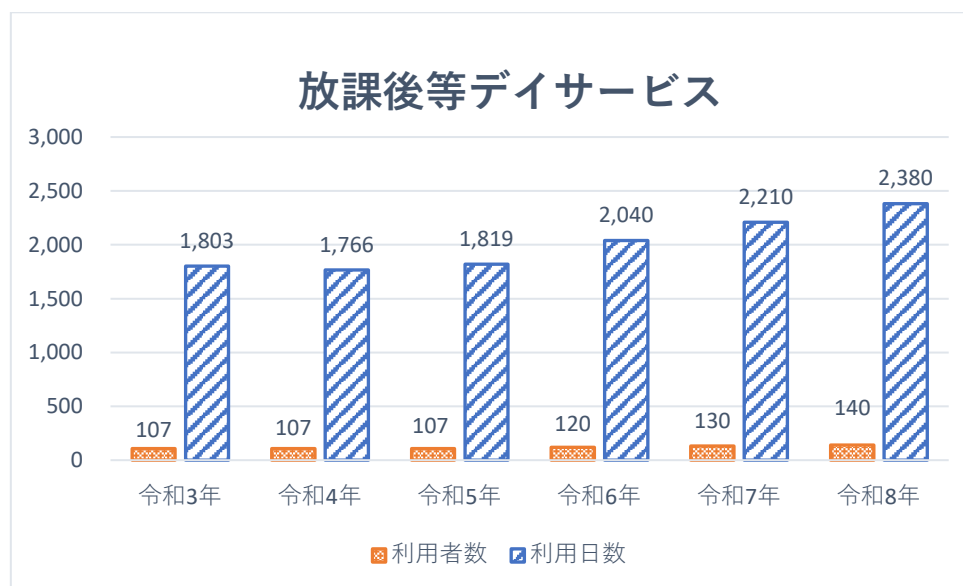
ア 令和6年度計画：利用者120人が1月に1人当たり17日利用するものとして設定

イ 令和7年度計画：利用者130人が1月に1人当たり17日利用するものとして設定

ウ 令和8年度計画：利用者140人が1月に1人当たり17日利用するものとして設定

エ 令和5年度現在（市内）4事業所 定員100人

（ウィズ・ユー日南の多機能型定員10人を含む）



(3) 保育所等訪問支援

保育所等を利用する障がい児や保育所等のスタッフに対し、集団生活への適応や保育所等の安定した利用を促進するために、保育所等を訪問して専門的な支援を行います。

① 第2期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人/月	12	9	14	6	16	11
利用日数	人日/月	48	39	56	26	64	39

② サービスの見込量

令和8年度における保育所等訪問支援の見込量は、令和5年度の実績見込みの利用者数に新規利用者数を加えて、1月当たりの利用者数を17人、利用日数を68人日分と見込みました。

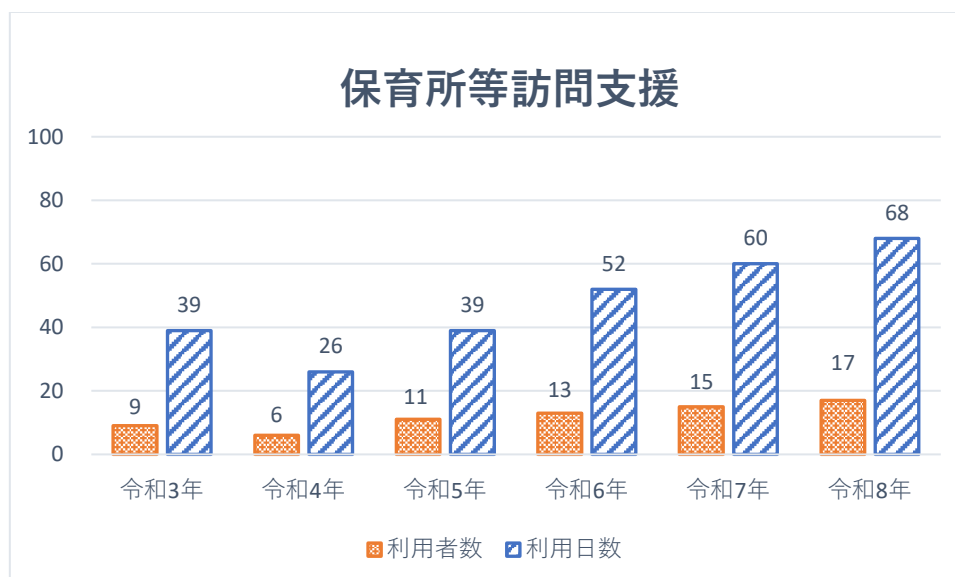
区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人/月	13	15	17
利用日数	人日/月	52	60	68

ア 令和6年度計画：利用者13人が1月に1人当たり4日利用するものとして設定

イ 令和7年度計画：利用者15人が1月に1人当たり4日利用するものとして設定

ウ 令和8年度計画：利用者17人が1月に1人当たり4日利用するものとして設定

エ 令和5年度現在（市内）2事業所



(4) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や、知識技能の付与等の支援を行います。

① 第2期計画と実績

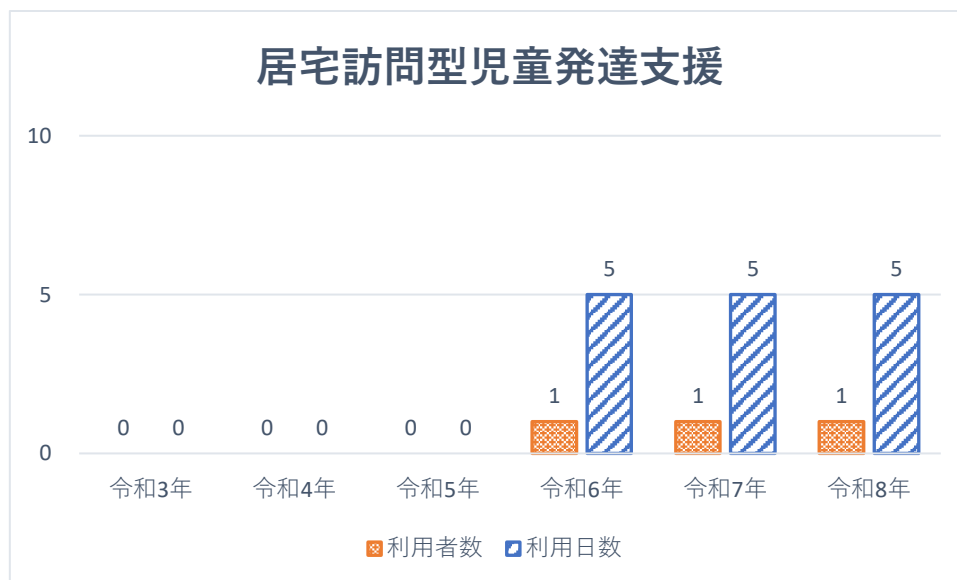
区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人/月	1	0	1	0	1	0
利用日数	人日/月	4	0	4	0	4	0

② サービスの見込量

令和8年度における居宅訪問型児童発達支援の見込量は、過去に実績がなかったため、1月当たりの利用者数を1人、利用日数を5人日分と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人/月	1	1	1
利用日数	人日/月	5	5	5

ア 令和5年度現在、市内に事業所なし



2 障害児相談支援

障がい児や保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や援助を行うほか、障害児支援利用計画の作成等を行います。

① 第2期計画と実績

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数	人/月	35	34	37	32	39	36

② サービスの見込量

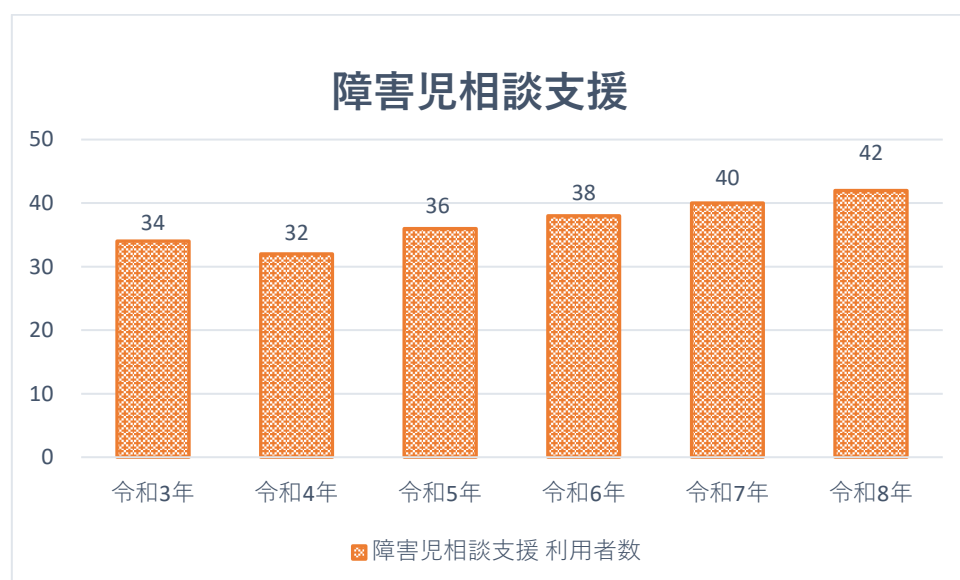
令和8年度における障害児相談支援の見込量は、令和5年度の実績見込みの利用者数に新規利用者数を加えて、1月当たりの利用者数を42人と見込みました。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
利用者数	人/月	38	40	42

ア 令和6年度計画：令和5年度実績見込みの利用者数に2人を加えて設定

イ 令和7年度計画：令和6年度計画に2人を加えて設定

ウ 令和8年度計画：令和7年度計画に2人を加えて設定



第 7 章 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

1 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

地域における重層的な連携による支援体制の構築に係る協議の場の活動を推進していくため、協議の場の内容に係る事項について、活動指標として設定します。

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、目標設定及び評価の実施回数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数、協議の場における目標設定及び評価の実施回数

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
協議の場の開催	回／年	1	1	1
目標設定及び評価の実施回数	回／年	1	1	1

(2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
協議の場への参加者数	人／回	8	8	8

2 精神障がい者における障害福祉サービス種別の利用

精神障がい者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、地域移行支援、共同生活援助、地域定着支援及び自立生活援助の利用者数について、活動指標として設定します。

(1) 精神障がい者の地域移行支援

現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
地域移行支援（※1）	人／月	2	2	2

（※1）障害者支援施設の入所者や精神科病院に入院している精神障がい者を対象とし、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います（給付決定期間：6か月間）。

(2) 精神障がい者の地域定着支援

現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
地域定着支援（※2）	人／月	1	1	1

（※2）居宅において単身等で生活する障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等における相談支援を行います（給付決定期間：1年間）。

(3) 精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）

現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
共同生活援助（※3）	人／月	35	36	37

①令和5年度実績見込み：22人

（※3）障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスの提供を行います。

(4) 精神障がい者の自立生活援助

現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
自立生活援助（※4）	人／月	12	14	16

（※4）障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います（標準利用期間：1年間）。

第 8 章 相談支援体制の充実・強化のための取組

1 基幹相談支援センターの設置

(1) 令和8年度末の基幹相談支援センターの設置見込数

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
基幹相談支援センターの設置	か所	0	0	1

(2) 令和8年度末の基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置見込数

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
主任相談支援専門員の配置	人	0	0	1

2 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

(1) 令和8年度末の地域の相談支援事業者に対する訪問による助言指導数の見込数

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	回／年	0	0	6

(2) 令和8年度末の地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込数

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
地域の相談機関との連携強化	回／年	0	0	4

(3) 令和8年度末の個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込数

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
個別事例の支援内容の検証	回／年	0	0	4

3 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

(1) 協議会への参加事業者数の見込数

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
協議会への参加事業者数	か所	9	9	9

(2) 協議会の専門部会の設置の見込数

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
協議会の専門部会の設置数	か所	1	1	1

(3) 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数の見込数

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
個別事例の支援内容の検証	回／年	4	4	4

第 9 章 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

1 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

(1) 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込数

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
各種研修への職員の参加	人／年	8	8	8

2 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

(1) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する実施回数の見込数

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回／年	12	12	12

第 10 章 計画の推進体制

1 国・県との連携

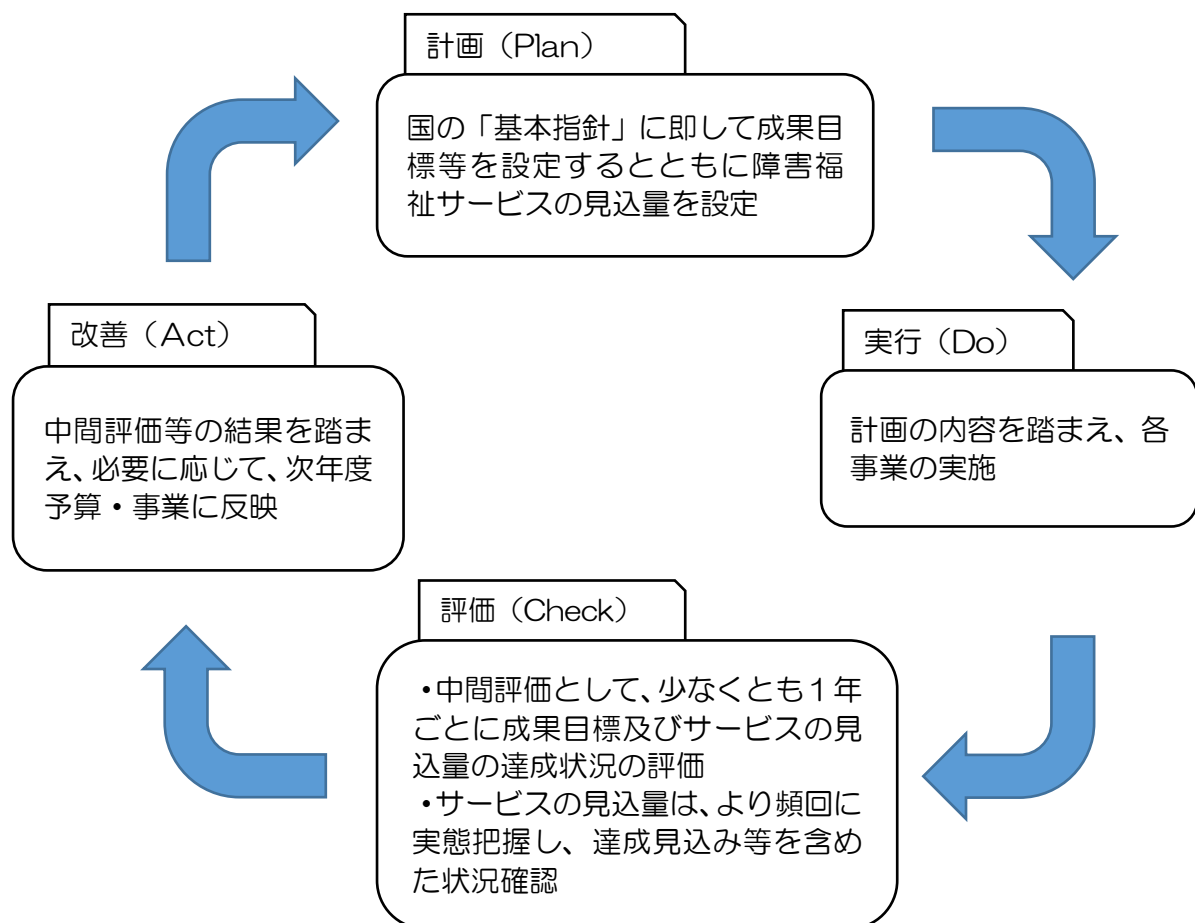
障がいのある人に最も身近な地方公共団体として、ニーズを的確に把握しながら、国・県に対し必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

2 計画の点検及び評価

本計画に盛り込んだ成果目標及びサービスの見込量等については、PDCAサイクルに沿って、定期的に評価分析を行い、「日南市障害者施策推進協議会」に報告します。

必要がある場合は、本計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。

■障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス



第 11 章 資料編

1 計画の策定体制

(1) 日南市障害者施策推進協議会開催内容

第 1 回 令和 5 年 7 月 18 日	①計画の概要について ②計画の骨子案 ③策定スケジュールについて
第 2 回 令和 5 年 10 月 26 日	①第 7 期日南市障がい福祉計画・第 3 期日南市障がい児福祉計画 の令和 8 年度の数値目標の設定について
第 3 回 令和 5 年 12 月 21 日	①第 7 期日南市障がい福祉計画・第 3 期日南市障がい児福祉計画 (素案) について

(2) 日南市障害者施策推進協議会委員名簿

No.	氏 名	役 職 名
1	廣 田 満	日南市身体障害者福祉協会 会長
2	井 川 哲 男	日南地区手をつなぐ育成会 会長
3	中 村 昌 子	日南市障害者憩いの間運営協議会 事務局員
4	谷 口 正 純	社会福祉法人 つよし会 つよし学園 施設長
5	徳 弘 雄一郎	地域活動支援センター「和み」 センター長
6	高 橋 浩 二	社会福祉法人 つよし会 そうだんサポートセンターなみ 相談支援専門員
7	戸 田 博	社会福祉法人 サン・スマイル福祉会 事務長
8	鎌 田 恵	にちなん障害者就業・生活支援センター センター長
9	原 井 貴 史	社会福祉法人善興会 障害者支援施設 北郷荘 施設長
10	北 川 佳代子	障害者サービス ゆめや 就労支援員
11	崎 村 洋 子	日南市民生委員・児童委員協議会 会長
12	柏 田 寿	日南市ボランティア連絡協議会 事務局長
13	川 俣 泰 通	日南市社会福祉協議会 事務局長
14	清 水 陽 子	宮崎県立日南くろしお支援学校 教頭
15	橋 本 智 晴	日南公共職業安定所 所長
16	後 藤 由 佳	宮崎県日南保健所 健康づくり課長
17	田 中 さゆり	日南市教育委員会 教育部長
18	宮 口 美 子	日南市福祉事務所 所長

第7期日南市障がい福祉計画
第3期日南市障がい児福祉計画

発行年月 令和6年3月

日南市健康福祉部福祉課 障がい福祉係
〒887-8585 日南市中央通一丁目1番地1
電 話：0987-31-1130（直通）
FAX：0987-31-0288